

「意見提出および傍聴者発言に関する提案」に対する意見

リバープロジェクト

木村俊二郎

先の委員会で「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案」が提案されましたが、この「提案」は一般との窓口を狭くするもので強く反対します。私は傍聴していて「委員会の健全な運営にしばしば支障が生じている」とは感じていませんし、この程度のコストは負担して当然と考えていますが、もし異なった考えがあるなら下記のようにすれば余り問題はないのではないかと思います。

- (1) 一般からの意見提出が4ページを超えるような場合は、A4サイズ1枚以内の梗概を添付する。
- (2) 委員会等の当日配布するのは梗概のみとし、全文のコピーは会場内に一定部数用意する。また、請求があった場合など必要に応じてFAX、メール等で配布する。
- (3) 傍聴者発言は、一定時間(例えば3分)を超えてまだ続く場合、文書にて提出していただくようお願いする。文書で提出する場合は上記(1)(2)の要件を満たすものとする。

当面の改善案としてはこのようなもので十分ではないでしょうか。

最近の流域委員会ちょっと変!

一般意見の提出および傍聴者発言は、流域委員会と地域住民との接点であって、この窓口を狭くすることは、とりもなおさず、流域委員会を地域住民から隔離するものであることだとは考えませんか。

10万枚の用紙のムダが指摘されましたが、(2)である程度解決されるものです。ただ、流域委員会をもっともっと大きなムダがあるとお気づきになりませんか。

提出意見の内容を「委員会に対して」に限定しようとしています。これも何を意図しているのかよくわかりません。意見を提出する人は流域委員会を信頼し、流域委員会に期待しているからこそです。

「委員会に対して」以外に意見は、例えば「河川管理者に対して」とか「他省庁に対して」があると思いますが、流域委員会は当初、管理区間や、省庁の枠を超えて議論しようと言うことではありませんでしたか。この考えは第2次流域委員会では無くなったのですか。この考えがあるなら、他省庁や管理区間以外の意見が集まっても議論の際、大変参考になると考えませんか。同様な観点から、「委員会審議に関連ある内容であること」にも賛成いたしかねます。そんなに限定しないで、もっとおおらかに考えませんか。

傍聴者発言を事前届出制にすることにももう少し先のことを考えていただきたいと思います。制度というもの、一旦つくと、その作った当初の意図とは離れて一人歩きするものだと言うことはご存知でしょう。傍聴者の発言を封じようとする場合、この制度は大変有効な武器になる危

険性を孕んでいます。作るなら明文化した歯止めが必要ですが、そんなことより作らないことに越したことはないと思いませんか。

委員会や部会の運営は、当日の司会進行者、いわゆる議長に委ねられるものです。議長権限で処理できることをいちいち明文化する必要はないと思いませんか。「発言を遠慮していただく」等は明文化すべきではないことは、傍聴者発言の事前届出制度同様の理由で、問題は大きいと思います。議事進行の詳細まで文書化するのはいかにも官僚的といえます。

第2次流域委員会になってからは、官僚以上に官僚臭を発散しようとしているように思えてなりません。そんなに身を縮めて守りの姿勢を取らずに、もっとおおらかに、地域住民の声に耳を傾けながら、懐を広くして、自由闊達な議論をしていただくことを期待しているのですが・・・。